

平成二十四年厚生労働省令第十五号

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準
児童福祉法（昭和二十二年法律第六百六十四号）
第二十一条の五の十八第三項の規定に基づき、児

第一章 総則（第一条—第三条）	目次
第二章 児童発達支援	
第一節 基本方針（第四条）	
第二節 人員に関する基準（第五条—第八条）	
第三節 設備に関する基準（第九条・第十一条）	
第四節 運営に関する基準（第十二条—第十五条）	
第五節 共生型障害児通所支援に関する基準（第五十四条の二—第五十四条の五）	
第六節 基準該当通所支援に関する基準（第五十四条の六—第五十四条の十二）	
第三章 削除	
第四章 放課後等デイサービス	
第一節 基本方針（第六十五条）	
第二節 人員に関する基準（第六十六条・第六十七条）	
第三節 設備に関する基準（第六十八条）	
第四節 運営に関する基準（第六十九条—第七十一条）	
第五節 共生型障害児通所支援に関する基準（第七十一条の二）	
第六節 基準該当通所支援に関する基準（第七十一条の三—第七十一条の六）	
第五章 居宅訪問型児童発達支援	
第一節 基本方針（第七十二条）	
第二節 人員に関する基準（第七十二条の八・第七十二条の九）	
第三節 設備に関する基準（第七十二条の十）	
第四節 運営に関する基準（第七十二条の十一—第七十二条の十四）	
第六章 保育所等訪問支援	
第一節 基本方針（第七十三条）	
第二節 人員に関する基準（第七十三条・第七十四条）	
第三節 設備に関する基準（第七十五条）	

第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十一条の五の四第二項、第二十二条の五の十七第二項及び第四第二項、第二十二条の五の十九第三項の内閣府令で定める二十一条の五の十九第三項の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

五十四条の九及び第七十一条の六において準用する場合に限る)、第四十七条(第五十四条の九及び第七十一条の六において準用する場合に限る)及び第五十二条(第五十四条の九及び第七十一条の六において準用する場合に限る)の規定による基準により、同条第二項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて標準とすべき基準 第五十四条の八、第五十四条の十二第二号(第七十一条の六において準用する場合を含む)、第六十九条(第七十一条の六において準用する場合に限る)及び第七十一条の五の規定による基準

定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて從るべき基準 第七条（第五十四条の五及び第

八 法第二十一条の五の十九第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき

、第七十一条の二において準用する場合に限る。）、第八条第二項（第五十四条の五及び第七十七条の二において準用する場合に限る。）、第三十条第四項（第五十四条の五及び第七十七条の二において準用する場合に限る。）、第五十四条の二第一号（第七十一条の二において

第五条、第六条、第七条（第六十七条、第七十一条の九及び第七十四条において準用する場合を含む。）、第八条第二項（第六十七条において準用する場合を含む。）、第三十三条第四項（第七十一条、第七十二条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）、

準用する場合を含む。)、第五十四条の三第二号(第七十一条の二において準用する場合を含む。)及び第五十四条の四第四号(第七十一条の二において準用する場合を含む。)の規定による基準

九　法第二十一条の五の十九第二項の規定によつて、同条第三項第一号に掲げる事項について、第六十六条、第七十一条の八、第七十七条、第八十条及び附則第三条の規定によるも。

五 法第十一條の五の十七第一項第一号の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第五十四条の三第一号（第七十七条の二において準用する場合を含む。）及

都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第十条第一項（発達支援室及び遊戯室に係る部分に限る。）、第二項（病室に係る部分に限る。）並びに第三項第一号ロ及び第一号の規定による基準

び第五十四条の四第三号（第七十七条の二において準用する場合を含む。）の規定による基準

十 法第二十二条の五の十九第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第十二条（第七十七条、第七十八条の十四及び第七十九条において準用する場合を除く）

ついて都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第十二条（第五十四条の五及び

含む。)、第十四条(第七十一条、第七十二条の十四及び第七十九条において準用する場合

第七十一条の二において準用する場合に限る。）、第十四条（第五十四条の五及び第七十

を含む)、第三十八条の二(第七十一条、第七十二条の十四及び第七十九条において準用

一条の二において準用する場合に限る。)、第三十八条の二(第五十四条の五及び第七十一

する場合を含む。）、第四十条の二（第五十四条の五、第五十四条の九、第七十一条、第七

条の二において準用する場合に限る。)、第四十一条第二項(第五十四条の五及び第七十一

十一条の二、第七十一条の六、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を

三第一項の規定により、同条第一項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。)に掲げる額をいう。

五 通所利用者負担額 法第二十一条の五の三

第二項第二号(法第二十一条の五の十三第二項の規定により、同条第一項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。)に掲げる額及び肢体不自由児通所医療(法第二十一条の五の二十九第一項に規定する肢体不自由児通所医療をいう。以下同じ。)につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額から当該肢体不自由児通所医療につき支給された肢体不自由児通所医療費の額を控除して得た額の合計額をいう。

六 通所給付決定 法第二十一条の五の五第一項に規定する通所給付決定をいう。

七 支給量 法第二十一条の五の七第七項に規定する支給量をいう。

八 通所給付決定の有効期間 法第二十一条の五の七第八項に規定する通所給付決定の有効期間をいう。

九 通所受給者証 法第二十一条の五の七第九項に規定する通所受給者証をいう。

十 法定代理受領 法第二十一条の五の七第十一項(法第二十二条の五の十三第二項の規定により、同条第一項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。)の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村(特別区を含む。以下同じ。)が支払う肢体不自由児通所医療に要した費用の額の一部を指定障害児通所支援事業者が受けることをいう。

十一 共生型通所支援 法第二十一条の五の十七第一項の申請に係る法第二十一条の五の三第一項の指定を受けた者による指定通所支援をいう。

十二 児童発達支援センター 法第四十三条に規定する児童発達支援センターをいう。

十三 多機能型事業所 第四条に規定する指定児童発達支援の事業、第六十五条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、第七十七条の七に規定する指定居宅訪問型児童発達支

援の事業及び第七十二条に規定する指定保育所等訪問支援の事業並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。）第七十七条に規定する指定生活介護の事業、指定障害福祉サービス等基準第百五十五条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、指定障害福祉サービス等基準第百六十五条规定する指定就労継続支援A型の事業及び指定障害福祉サービス等基準第百九十八条に規定する指定就労継続支援B型の事業のうち二以上の事業を一体的に行う事業所（指定障害福祉サービス等基準第百九十九条第一項において「通所支援計画」という。）を作成し、これに基づき障害児に対しても指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならないことをいう。

護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第二章 児童発達支援

第一節 基本方針

第四条 児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援をし、又はこれに併せて治療（上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に対して行わるものに限る。以下同じ。）を行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第五条 指定児童発達支援の事業を行う者（以下「指定児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十号）第二十一条第六項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）又は保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号。以下「特区法」という。）第十二条の第五五項に規定する事業実施区域内にある指定児童発達支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上

イ 障害児の数が十までのもの 二以上
ロ 障害児の数が十を超えるもの 二に、障害児の数が十を超えて五又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

二 児童発達支援管理責任者（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第四十九条第一項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。） 一以上

前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員

(日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。)を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他家庭庁長官が定める医療行為をいう。以下同じ。)を恒常に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

一 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

二 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)第四十八条の三第一項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引等(同法第二条第二項に規定する喀痰吸引等をいう。次条及び第六十六条において同じ。)のみを必要とする障害児に対する登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務(同法第四十三条に規定する喀痰吸引等業務をいう。次条及び第六十六条において同じ。)を行なう場合

三 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十七条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為(同法附則第十一条第一項に規定する特定行為をいう。次条及び第六十六条において同じ。)を行なう場合

四 機能訓練担当職員

一 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

二 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)第四十八条の三第一項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引等(同法第二条第二項に規定する喀痰吸引等をいう。次条及び第六十六条において同じ。)のみを必要とする障害児に対する登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務(同法第四十三条に規定する喀痰吸引等業務をいう。次条及び第六十六条において同じ。)を行なう場合

三 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。以下この条、次条及び第六十六条において同じ。)に基づき、機能訓練担当職員又は看護職員(以下この条、次条及び第六十六条において「機能訓練担当職員等」という。)を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等が

の数を児童指導員又は保育士の合計数に含める

ことができる。

二 第一項から前項までの規定にかかわらず、主として重症心身障害児(法第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。)を通

わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行なう時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第四号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

一 嘴託医

一以上

二 看護職員

一以上

三 児童指導員又は保育士

一以上

四 機能訓練担当職員

一以上

五 児童発達支援管理責任者

一以上

六 第一項第一号及び前二項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

七 第三項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第一項第一号の児童指導員又は保育士の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

八 第一項第一号に掲げる児童発達支援管理責任者のうち、一人以上は、専任かつ常勤でなければならぬ。

九 第一項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成二十六年厚生労働省令第六十一号)第一条第二項に規定する家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。)をいう。以下同じ。)に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童及び介護福祉士法第四十八条の三第一項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合

一 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

二 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十七条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合

三 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十七条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合

四 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)に規定する診療所として必要とされる数の従業者を置かなければならぬ。

を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあつては第四号の調理員を置かないことができる。

二 児童指導員及び保育士(特区法第十二条の規定による重複心身障害児を除く。以下同じ。)を通じて重症心身障害児(法第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。)を通

わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、指定児童発達支援の単位ごとに、通じておおむね障害児の数を四で除して得た数以上

一 嘴託医

一以上

二 看護職員

一以上

三 児童指導員又は保育士

一以上

四 調理員

一以上

五 児童発達支援管理責任者

一以上

六 第一項第一号及び次項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものを行なう場合のうち日常生活及び社会生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第四号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

七 第一項(第一号を除く。)、第二項及び第四項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、第一項第三号の栄養士及び同項第四号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

八 第三項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、第一項第三号の栄養士及び同項第四号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

九 前二項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童及び介護福祉士法附則第二十七条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合

一 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

二 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十七条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合

三 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十七条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合

四 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)に規定する診療所として必要とされる数の従業者を置かなければならぬ。

四 第一項の規定に基づき、機能訓練担当職員等の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

五 前項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第一項第二号イの児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

六 第一項第二号イ及び次項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

七 第一項(第一号を除く。)、第二項及び第四項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、第一項第三号の栄養士及び同項第四号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

八 第三項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、第一項第三号の栄養士及び同項第四号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

九 前二項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童及び介護福祉士法附則第二十七条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合

一 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

二 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十七条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合

三 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十七条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合

四 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)に規定する診療所として必要とされる数の従業者を置かなければならぬ。

五 前項の規定により機能訓練担当職員等の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

六 第一項第二号イ及び次項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

七 第一項(第一号を除く。)、第二項及び第四項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、第一項第三号の栄養士及び同項第四号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

八 第三項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、第一項第三号の栄養士及び同項第四号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

九 前二項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童及び介護福祉士法附則第二十七条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合

一 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

二 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十七条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合

三 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十七条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合

四 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)に規定する診療所として必要とされる数の従業者を置かなければならぬ。

五 前項の規定により機能訓練担当職員等の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

六 第一項第二号イ及び次項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

七 第一項(第一号を除く。)、第二項及び第四項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、第一項第三号の栄養士及び同項第四号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

八 第三項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、第一項第三号の栄養士及び同項第四号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させ(管理者)ことができる。

九 前二項に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)に規定する診療所として必要とされる数の従業者を置かなければならぬ。

六 第一項指定児童発達支援事業者

第七条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の職務に従事させ、又は当該指定児童発達支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

第八条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。以下この条、次条及び第六十六条において「指定児童発達支援事業所」とい

<p>のを除く。)における主たる事業所(次項において「主たる事業所」という。)と一体的に管理運営を行う事業所(次項において「従たる事業所」という。)を設置することができる。</p> <p>従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者(児童発達支援管理責任者を除く。)のうちそれぞれ一人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならぬ。</p> <p>第三節 設備に関する基準</p> <p>(設備)</p> <p>第九条 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものを除く。)は、発達支援室のほか、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>前項に規定する発達支援室は、支援に必要な機械器具等を備えなければならない。</p> <p>第一項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>第二項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場(指定児童発達支援事業所を含む)、医务室、相談室、調理室、便所、静養室並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。</p> <p>第三項においては、おむね十人とする。</p> <p>二 発達支援室</p> <p>イ 定員は、おむね十人とする。</p> <p>ロ 障害児一人当たりの床面積は、一・四七平方メートル以上とすること。</p> <p>二 遊戯室 障害児一人当たりの床面積は、一・六五平方メートル以上とすること。</p> <p>三 平方メートル以上とすること。</p> <p>4 該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第二項に掲げる設備を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。</p>

<p>第四節 運営に関する基準</p> <p>(利用定員)</p> <p>第十二条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者が指定児童発達支援の利用申込みを行つたときは、当該利用申込を行つた通所給付決定保護者(以下「利用申込者」という。)に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第三十七条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資するとの他の利用申込者のサービスを選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して始について当該利用申込者の同意を得なければならぬ。</p> <p>第二指定期児童発達支援事業者は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第七十七条の規定に基づき書面の交付を行ふ場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。</p> <p>(契約支給量の報告等)</p> <p>第十三条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供するときは、当該指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、前項に規定する設備(医务室を除く。)に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けなければならない。</p> <p>第一項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。</p>

<p>第五節 連絡調整に対する協力</p> <p>第十五条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用について市町村又は障害児相談支援事業を行う者(第四十九条第一項において「障害児相談支援事業者」という。)が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。</p> <p>(サービス提供困難時の対応)</p> <p>第十六条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の通常の事業の実施地域(当該指定児童発達支援事業所が通常時に指定児童発達支援を提供する地域をいう。第三十七条第六号及び第五十一条第二項において同じ。)等を勘案し、利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難であると認めた場合は、適當な他の指定児童発達支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>(受給資格の確認)</p> <p>第十七条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供を求められた場合は、通所給付決定保護者の提示する通所受給者証によつて、通所給付決定の有無、通所給付決定をされた指定期間を通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確かめるものとする。</p> <p>(障害児通所給付費の支給の申請に係る援助)</p> <p>第十八条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定を受けない者から利用の申込みがあつた場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p> <p>第二指定期児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定に通常要すべき標準的な申請を行わせるよう必要な援助を行わなければならない。</p>
--

<p>第六節 提供する者の密接な連携に努めなければならない。</p> <p>第十九条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しなければならない。</p> <p>前三項の規定は、通所受給者証記載事項に変更があつた場合について準用する。</p> <p>(提供拒否の禁止)</p> <p>第二十条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たつては、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを拒んではならない。</p>

二 治療を行う場合 前号に掲げる額のほか、当該指定児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養）（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第二項第一号に規定する食事療養をいう。）を除く。以下同じ。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

指定児童発達支援事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号（第一号にあっては、児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。）に掲げる費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

一 食事の提供に要する費用

二 日用品費

三 前二号に掲げるもののほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

前項第一号に掲げる費用については、別にごども家庭庁長官が定めるところによるものとする。

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88

89

90

91

92

93

94

95

96

97

98

99

100

101

102

103

104

105

106

107

108

109

110

111

112

113

114

115

116

117

118

119

120

121

122

123

124

125

126

127

128

129

130

131

132

133

134

135

136

137

138

139

140

141

142

143

144

145

146

147

148

149

150

151

152

153

154

155

156

157

158

159

160

161

162

163

164

165

166

167

168

169

170

171

172

173

174

175

176

177

178

179

180

181

182

183

184

185

186

187

188

189

190

191

192

193

194

195

196

197

198

199

200

201

202

203

204

205

206

207

208

209

210

211

212

213

214

215

216

217

218

219

220

221

222

223

224

225

226

227

228

229

230

231

232

233

234

235

236

237

238

239

240

241

242

243

244

245

246

247

248

249

250

251

252

253

254

255

256

257

258

259

260

261

262

263

264

265

266

267

268

269

270

271

272

273

274

275

276

277

278

279

280

281

282

283

284

285

286

287

288

289

290

291

292

293

294

295

296

297

298

299

300

301

302

303

304

305

306

307

308

309

310

311

312

313

314

315

316

317

318

319

320

321

322

323

324

325

326

327

328

329

330

331

332

333

334

335

336

337

338

339

340

341

342

343

344

345

346

347

348

349

350

351

352

353

354

355

356

357

358

359

360

361

362

363

364

365

366

367

368

369

370

371

372

373

374

375

376

377

378

379

380

381

382

383

384

385

386

387

388

389

390

391

392

393

394

395

396

397

398

399

400

401

402

403

404

405

406

407

408

409

410

411

412

413

414

415

416

417

418

419

420

421

422

423

424

425

426

427

428

429

430

431

432

433

434

435

436

437

438

439

440

441

442

443

444

445

446

447

448

449

450

451

452

453

454

455

456

457

458

459

460

461

462

463

464

465

466

467

468

469

470

471

472

473

474

475

476

477

478

479

480

481

482

483

484

485

486

487

488

489

490

491

492

493

494

495

496

497

498

499

500

501

502

503

504

505

506

507

508

509

510

511

512

513

514

515

516

517

518

519

520

521

522

523

524

525

526

527

528

529

530

531

532

533

534

535

536

537

538

539

540

541

542

543

544

545

546

547

548

549

550

551

552

553

554

555

556

557

558

559

560

561

562

563

564

565

566

567

568

569

570

571

572

573

574

575

576

577

578

579

580

581

582

583

584

585

586

587

588

589

590

591

592

593

594

595

596

597

598

599

600

601

602

603

604

605

606

607

608

609

610

611

612

613

614

615

616

617

618

619

620

621

622

623

624

625

626

627

628

629

630

631

632

633

634

635

636

637

638

639

640

641

642

643

644

645

646

647

648

649

650

651

652

653

654

655

656

657

658

659

660

661

662

663

664

665

666

667

668

669

6610

6611

6612

6613

6614

6615

6616

6617

6618

6619

6620

6621

6622

6623

6624

6625

6626

6627

6628

6629

6630

6631

6632

6633

6634

6635

6636

6637

6638

6639

6640

6641

6642

6643

6644

6645

6646

6647

6648

6649

6650

6651

6652

6653

6654

6655

6656

6657

6658

6659

6660

6661

6662

6663

6664

6665

6666

6667

6668

6669

66610

66611

66612

66613

66614

66615

66616

66617

66618

66619

66620

66621

66622

66623

66624

66625

66626

66627

66628

66629

66630

66631

66632

66633

66634

66635

66636

66637

66638

66639

66640

66641

66642

66643

66644

66645

66646

66647

66648

66649

66650

66651

66652

66653

66654

66655

66656

66657

66658

66659

66660

66661

66662

66663

66664

66665

66666

66667

66668

66669

666610

666611

666612

666613

666614

666615

666616

666617

666618

666619

666620

666621

666622

666623

666624

666625

666626

666627

666628

666629

666630

666631

666632

666633

666634

666635

666636

666637

666638

666639

666640

666641

666642

666643

666644

666645

666646

666647

666648

666649

666650

666651

666652

666653

666654

666655

666656

666657

666658

666659

666660

666661

666662

666663

666664

666665

666666

666667

666668

666669

6666610

6666611

6666612

6666613

6666614

6666615

6666616

6666617

6666618

6666619

6666620

6666621

6666622

6666623

6666624

6666625

6666626

6666627

6666628

6666629

6666630

6666631

6666632

6666633

6666634

6666635

6666636

6666637

6666638

6666639

6666640

6666641

6666642

6666643

6666644

6666645

6666646

6666647

6666648

6666649

6666650

6666651

6666652

6666653

6666654

6666655

6666656

6666657

6666658

6666659

6666660

6666661

6666662

6666663

6666664

6666665

6666666

6666667

6666668

6666669

66666610

66666611

66666612

66666613

66666614

66666615

66666616

66666617

66666618

66666619

66666620

66666621

66666622

66666623

66666624

66666625

66666626

66666627

66666628

66666629

66666630

66666631

66666632

66666633

66666634

66666635

66666636

66666637

66666638

66666639

66666640

66666641

66666642

66666643

66666644

66666645

66666646

66666647

66666648

66666649

66666650

66666651

66666652

66666653

66666654

66666655

66666656

66666657

66666658

66666659

66666660

66666661

66666662

66666663

66666664

66666665

66666666

66666667

66666668

66666669

666666610

666666611

666666612

666666613

666666614

666666615

666666616

666666617

666666618

666666619

666666620

666666621

666666622

666666623

666666624

666666625

666666626

666666627

666666628

666666629

666666630

666666631

666666632

666666633

666666634

666666635

666666636

666666637

666666638

666666639

666666640

666666641

666666642

666666643

666666644

666666645

666666646

666666647

666666648

666666649

666666650

666666651

666666652

666666653

666666654

666666655

666666656

666666657

666666658

666666659

666666660

666666661

666666662

666666663

666666664

666666665

666666666

666666667

666666668

666666669

6666666610

6666666611

6666666612

6666666613

6666666614

6666666615

6666666616

6666666617

6666666618

6666666619

6666666620

6666666621

6666666622

6666666623

6666666624

6666666625

6666666626

6666666627

6666666628

6666666629

6666666630

6666666631

6666666632

6666666633

6666666634

6666666635

6666666636

6666666637

6666666638

6666666639

6666666640

6666666641

6666666642

6666666643

6666666644

6666666645

6666666646

6666666647

6666666648

6666666649

6666666650

6666666651

6666666652

6666666653

6666666654

6666666655

6666666656

6666666657

6666666658

6666666659

6666666660

6666666661

6666666662

6666666663

6666666664

6666666665

6666666666

6666666667

6666666668

6666666669

66666666610

66666666611

66666666612

66666666613

66666666614

66666666615

66666666616

66666666617

66666666618

66666666619

66666666620

66666666621

66666666622

66666666623

66666666624

66666666625

66666666626

66666666627

66666666628

66666666629

66666666630

66666666631

66666666632

66666666633

66666666634

66666666635

66666666636

66666666637

66666666638

66666666639

66666666640

66666666

れることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第三十八条の二 指定児童発達支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」といいう)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して通所給付決定保護者との連携が図られるよう、通所給付決定保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しないければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

3 指定児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、利用定員及び発達支援室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第四十条 指定児童発達支援事業者は、消防設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(安全計画の策定等)

第四十条の二 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るために、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

二 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(虐待等の禁止)

第四十五条 指定児童発達支援事業者は、障害児に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

2 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

3 当該指定児童発達支援事業所の従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)第二条各号に掲げる行為その他の当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(協力医療機関)

第四十二条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならない。

(掲示)

第四十三条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定児童発達支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(身体拘束等の禁止)

第四十四条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たつては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為(以下この条において「身体拘束等」という。)を行つてはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催することとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 身体拘束等の適正化のための指針を整備す

(情報の提供等)

第四十八条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を利用しようとする障害児が、これ

三 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(虐待等の禁止)

第四十五条 指定児童発達支援事業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)第二条各号に掲げる行為その他の当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措

置を講じなければならない。

3 当該指定児童発達支援事業所における虐待のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催することとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修並びに訓練を定期的に開催すること。

3 当該指定児童発達支援事業所の従業者は、障害児に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

2 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措

置を講じなければならない。

3 当該指定児童発達支援事業所の従業者は、指定障害児入所施設等をいう。)、指定障害福祉サービス事業者等(障害児の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。)、他の福祉サービスを提供する者等に對して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ておかなければなら

ならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者及び管理

者であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らさ

ならない。

3 指定児童発達支援事業者は、指定障害福祉

施設等(法第二十四条の二第一項に規定する指

定障害児入所施設等をいう。)、指定障害福祉サ

ービス事業者等(障害児の日常生活及び社会生

活を総合的に支援するための法律第二十九条第

二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等

をいう。)、他の福祉サービスを提供する者等に對して、障害児又はその家族に関する情報を

提供する際は、あらかじめ文書により当該障

害児又はその家族の同意を得ておかなければ

ならない。

2 身体拘束等の適正化のための対策を検討す

る措置を講じなければならない。

3 当該指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業所において感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに訓練を定期的に開催すること。

2 身体拘束等の適正化のための指針を整備す

ること。

二 身体拘束等の適正化のための指針を整備す

ること。

二 身体拘束等の適正化のための指針を整備す

ること。

（指定地域密着型サービス基準第百七十七条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）（指定看護小規模多機能型居宅介護事業者等）といふ。（指定地城密着型サービス基準第百七十七条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）（第五十四条の十二において「指定地城密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号。以下「指定地城密着型介護予防サービス事業者をいう。）（第五十四条の十二において「指定地城密着型介護予防サービス基準」）といふ。）第四十四条第一項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地城密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地城密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所等をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）（第五十四条の十二において「指定地城密着型介護予防サービス基準第百七十七条第一項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定地城密着型居宅介護事業所をいう。）（第五十四条の十二において「指定地城密着型介護予防サービス基準第百七十七条第一項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等を登録する登録者（指定地城密着型サービス基準第六十三条第一項若しくは第七十一条第一項又は指定地城密着型介護予防サービス基準第百七十七条第一項に規定する登録者をいう。）の数と、共生型生活介護（指定地城密着型サービス等基準第九十九条の二に規定する共生型生活介護をいう。）共生型自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス等基準第二百六十二条の二に規定する共生型自立訓練（機能訓練）をいう。）若しくは共生型自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス等基準第二百七十七条第一項に規定する共生型放課後等デイサービス（第七十一条の二に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。）（以下「共生型通いサービス」といふ。）

う。)を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。(以下この条において同じ。)を二十九人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第六十三条第七項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第五十四条の十二において同じ。)、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第七百七十七条第八項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第五十四条の十二において同じ。)、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)(以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)にあつては、十八人)以下とすること。

二 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第六十二条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第七百七十条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)(第五十四条の十二において「指定小規模多機能型居宅介護をいう。」のうち通りサービス(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項若しくは第七百七十七条第一項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。)を登録定員の二分の一から十五人(登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、十二人)までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人
四 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂（指定地域密着型サービス基準第六十七条第二項第一号若しくは第一百七十五条第二項第一号又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十八条第二項第一号に規定する居間及び食堂をいう。）は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。	
五 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型互通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条若しくは第一百七十七条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条に規定する基準を満たしていること。 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。	
五十四一条の五 第四条、第七条、第八条及び前節（第十一條を除く。）の規定は、共生型児童発達支援の事業について準用する。	
第六節 基準該当通所支援に関する基準（従業者の員数）	
五十四条の六 児童発達支援に係る基準該当通所支援（以下「基準該当児童発達支援」という。）の事業を行う者（以下「基準該当児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。	
一 児童指導員又は保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある基準該当児童発達支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この号において同じ。） 基準該当児童発達支援の単位ごとにその提供を行ふ時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、又は口に掲げる障害児の	

数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める

イ 障害児の数が十までのもの 二以上
ロ 障害児の数が十を超えるもの 二に、障害児の数が十を超えて五又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

二 児童発達支援管理責任者 一以上

前項第一号の基準該当児童発達支援の単位は、基準該当児童発達支援であつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対し、一体的に行われるものをいう。

三 第一項の規定にかかるわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と基準該当児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させることは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接從事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

(設備)

第五十四条の七 基準該当児童発達支援事業所は、発達支援を行う場所を確保するとともに、必要な機械器具等を備えなければならない。

2 前項に規定する発達支援を行なう場所は、支援基準該当児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

3 第一項に規定する設備及び備品等は、専ら当該基準該当児童発達支援の事業の用に供するものでなければならぬ。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(利用定員)

第五十四条の八 基準該当児童発達支援事業所は、その利用定員を十人以上とする。
(準用)

第五十四条の九 第四条、第七条及び第四節(指定生活介護事業所に関する特例)

第五十四条の十 次に掲げる要件を満たした指定生活介護事業者が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定生活介護を提供する場合には、当該指定生活介護を基準該当児童発達支援と、当該指定生活介護を行

う指定生活介護事業所を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（前条（第二十三条第二項、第三項、第五項及び第六項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定生活介護事業所については適用しない。

一 当該指定生活介護事業所の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及びこの条の規定により基準該当児童発達支援事業所とみなされる指定生活介護を受けるため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（指定通所介護事業所等に関する特例）

二 この条の規定に基づき基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障害児に対する適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

五十四条第一 次に掲げる要件を満たした指定通所介護事業者等が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対し、当該指定通所介護等を提供する場合には、当該指定通所介護等を基準該当児童発達支援と、当該指定通所介護等を行う指定通所介護事業所等を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（第五十四条の九（第二十三条第二項、第三項、第五項及び第六項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定通所介護事業所等については適用しない。

一 当該指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者の数とこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

二 当該指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及びこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

三 この条の規定に基づき基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児

第五十四条

児に対し適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

五十四条规定の十二 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けすることが困難な障害児等に対しても、当該指定小規模多機能型居宅介護等のうち、(1)に規定する通いサービスに対する対応等に係る基準第44条第一項に規定する通りサービスを提供する。(2)に規定する通いサービスに対する対応等に係る基準第44条第一項に規定する通りサービスを提供する。

二、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と指定障害福祉サービス等基準九十四条の二の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉計

条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第七十一条の六において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサ

第五十五条から第六十

第十三章

第六十五条 放課後等デイサービスに係る指定通所支援（以下「指定放課後等デイサービス」という。）の事業は、障害児が生活能力の向上のために必要な支援を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

第二節 人員に関する基準

第六十六条 指定放課後等デイサービスの事業を行ふ者（以下「**指定放課後等デイサービス事業者**」といふ。）が当該事業を行う事業所（以下「**指定放課後等デイサービス事業所**」といふ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおり

とする。

（四）障害児の数が十までのもの 二以上
（五）第五項に規定する事業実施区域内にある指定放課後等デイサービス事業所にあっては、
保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略
特別区域限定保育士。（以下この条において同じ。）指定放課後等デイサービスの単位ごとに
にその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指
定放課後等デイサービスの提供に当たる児童
指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲
げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又
はロに定める数以上

- 二 害児の数が十を超えるもの
一に、障害児の数が十を超えるもの
二 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならぬ。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。
一 医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行ふ場合
二 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十七条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行ふ場合
三 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十七条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行ふ場合
前項に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行ふ時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

4 第一項から前項までの規定にかかるわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第四号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

- 二 二 看護職員 一以上

三 児童指導員又は保育士 一以上

四 機能訓練担当職員 一以上

五 児童発達支援管理責任者 一以上

第六十一条 第一項第一号及び前二項の指定放課後等デイサービスの単位は、指定放課後等デイサービスであつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対し一体的に行われるものをいう。

第二項第一号の児童指導員又は保育士のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

第三項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第一項第一号の児童指導員又は保育士の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならぬ。

第八条 第一項第二号に掲げる児童発達支援責任者のうち、一人以上は、専任かつ常勤でなければならない。

(準用)

第六十七条 第七条及び第八条の規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。

(設備)

第六十八条 指定放課後等デイサービス事業所は、発達支援室のほか、指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。

第二项に規定する発達支援室は、支援に必要な機械器具等を備えなければならない。

第一項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定放課後等デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(利用定員)

第六十九条 指定放課後等デイサービス事業所は、その利用定員を十人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を見通わせる指定放課後等デイサービス事業所にあつては、利用定員を五人以上とすることができる。(通所利用者負担額の受領)

第七十条 指定放課後等デイサービス事業者は、通所指定放課後等デイサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定放課後等デイサービスに係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 3 提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定放課後等デイサービスに係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定放課後等デイサービス事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定放課後等デイサービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるものの額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

4 指定放課後等デイサービス事業者は、前三項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

5 指定放課後等デイサービス事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならぬ。

- （従業者の員数）

第六節 基準該当通所支援に関する基準

第七十一条の三 放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援（以下「基準該当放課後等デイサービス」という。）の事業を行う者（以下「基準該当放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 児童指導員又は保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある基準該当放課後等デイサービス事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）基準該当放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、又は口に掲げる障害児の数の区分に応じ、それれ又は口に定める数以上

イ 障害児の数が十までのもの 二以上

ロ 障害児の数が十を超えるもの 二に、障害児の数が十を超えて五又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

二 児童発達支援管理責任者 一以上

前項第一号の基準該当放課後等デイサービスの単位は基準該当放課後等デイサービスであって、その提供が同時に一又は複数の障害児に對して一体的に行われるものをいう。

（設備）

第七十二条の四 基準該当放課後等デイサービス事業所は、発達支援を行う場所を確保するとともに、基準該当放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

3 第一項に規定する設備及び備品等は、専ら当該基準該当放課後等デイサービスの事業の用に供するものでなければならぬ。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

て、同条中「ただし、」とあるのは、「ただし、第七十三条第一項第一号に掲げる訪問支援員及び同項第二号に掲げる児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き、」と読み替えるものとする。

(準用) 第三節 設備に関する基準

第三節 設備に関する基準

第七十五条 第七十二条の十の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。

第一二三編加註第一一八編三一 消隙

「インクルージョンの觀点を踏まえた」とあるのは、第五項中「担当者等」とあるのは、「担当者及び該障害児に係る訪問先施設の担当者等」と、第四十三条第一項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは、「従業者の勤務の体制」と、第四十八条第一項中「行うよう努めなければならない」とあるのは、「行うよう努めなければならない」と、第五十四条第二項第二

語用「接語」の語の構成をのべておる。

あるのは「多機能型事業所」と、同条第三項及び第五項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、第七十一条の八第一項中「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、第七十三条第一項中「事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」とする。

2 利用定員の合計が二十人未満である多機能型

第八二三支

う全ての事業を通じて五人以上とする
他の地域であつてこども家庭庁長官
もののうち、将来的にも利用者の確保
がないものとして都道府県知事が認め
おいて事業を行う多機能型事業所（こ
規定する事業のみを行う多機能型事業
。）については第二項中「二十人」
は、「十人」とする。

機能型事業所に置くべき従業者（児童発達支援管理責任者、嘱託医及び管理者を除く。）のうち、一人以上は、常勤でなければならないとすることができる。（設備に関する特例）

第八十二条 多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一體的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。

（利用定員に関する特例）

第八十三条 多機能型事業所（この府令に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）は、第一十二条及び第六十九条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて十人以上とすることができる。

2 利用定員の合計が二十人以上である多機能型事業所（この府令に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第十二条及び第六十九条の規定にかかわらず、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービスの利用定員を五人以上（指定児童発達支援の事業又は指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合には、これら2の事業を通じて五人以上）とすることは、これらの事業を通じて五人以上）とすることはできる。

3 前二項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所は、第十二条及び第六十九条の規定にかかわらず、その利用定員を五人以上とすることができる。

4 第二項の規定にかかるは、多機能型事業所は、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者につき行う生活介護の事業を併せて行う場合にあっては、第十二条及び第六十九条の規定にかかるは、多機能型事業所の設置にあつては、第十二条及び第六十九条の規定にかかるは、常勤でなければならないとする

従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この府令の規定において書面（書面、書類、文書、賛本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第十三条第一項（第五十四条の五、第五十四条の九、第七十一条、第七十二条の二、第七十七条の六、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）、第十七条（第五十四条の五、第五十四条の九、第七十一条、第七十七条の二、第七十一条の六、第七十二条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）について、七十二条の二、第七十一条の六、第七十二条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

指定障害児通所支援事業者及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この府令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合は当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）によることが

第二条 損害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）附則第五条に規定する旧指定児童デイサービス事業所に係る事業を行う者であつて、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一条号。以下「整備法」という。）附則第二十二条第一項の規定により整備法第五条の規定による改正後の児童福祉法（以下「新児童福祉法」という。）第二十一条の五の三第一項の指定を受けたものとみなされているものについては、平成二十七年三月三十一日までの間は、第五条第一項第二号、第二項及び第六項並びに第六十六条第一項第二号、第二項及び第五項の規定は適用せず、第五条第一項第一号及びロ、第二十五条第一項、第二十八条並びに第六十六条第一項第二号及びロの規定の適用については、第五条第一項第一号イ及びロ中「十」とあるのは「十五」と、第二十七条第一項中「指定児童発達支援事業所の管理者」、第八条中「児童発達支援管理責任者」とあるのは「指定児童発達支援事業所の管理者」と、第六十六条第一項第一号イ及びロ中「十」とあるのは「十五」とする。

能訓練を担当する職員をいう。) 及び言語機能の訓練を担当する職員(言語機能の訓練を担当する職員をいう。) それぞれ「以上」とする。

附 則 (平成二四年三月二八日厚生労働省令第四二号)
この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二四年九月一三日厚生労働省令第一二六号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成二四年九月二四日厚生労働省令第一三三号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十四年十月一日から施行する。

附 則 (平成二五年一月一八日厚生労働省令第四号)
この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成二五年七月一日厚生労働省令第九〇号)
この省令は、平成二十五年十月一日から施行する。

附 則 (平成二五年一月二二日厚生労働省令第一二四号) 抄
(施行期日)
この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二六年一月一三日厚生労働省令第六号)
この省令は、平成二十七年一月一日から施行する。

附 則 (平成二七年一月一六日厚生労働省令第一二二号) 抄
(施行期日)
この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年八月三一日厚生労働省令第一三三号)
この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年一月一八日厚生労働省令第六号)
この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年二月五日厚生労働省令第一二号）抄	
（施行期日）	第一条 この省令は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）附則第一条第六号に掲げる施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。
令第六号）	附 則（平成二九年二月九日厚生労働省令第六号）
（施行期日）	1 この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。 （経過措置）
	2 この省令の施行の際現に指定を受けているこの省令による改正前の児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第六十六条に規定する指定放課後等デイサービス事業者については、この省令による改正後の児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第六十六条の規定にかかわらず、平成三十年三月三十二日までの間は、なお従前の例による。
	3 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第七十一条の二に規定する基準該当放課後等デイサービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者については、この省令により改正後の児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第七十二条の二の規定にかかわらず、平成三十年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。
附 則（平成二九年三月三一日厚生労働省令第三八号）抄	（施行期日）
省令第九四号）	第一条 この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。
附 則（平成二九年九月二二日厚生労働省令第一二号）抄	この省令は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年九月二十二日）から施行する。

（施行期日）
第一条 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。
（経過措置）
第二条 この省令の施行の際現に指定を受けていいる第一条の規定による改正前の児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（次条において「旧基準」という。）第五条（第三項を除く。）に規定する指定児童発達支援事業者については、第一条の規定による改正後の児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（次条において「新基準」という。）第五条（第三項を除く。）の規定にかかるらず、平成三十一年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

（施行期日）
第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。
（虐待の防止に係る経過措置）
第二条 この省令の施行の日から令和四年三月三十日までの間、第一条の規定による改正後の指定障害福祉サービス基準（以下「新指定障害福祉サービス基準」という。）第三条第三項及び第四十条の二（新指定障害福祉サービス基準）第四十三条第一項及び第二項、第四十三条の四、第四十八条第一項及び第二項、第七十六条、第九十三条、第九十三条の五、第一百二十五条、第一百二十五条の四、第一百三十六条、第一百六十二条、第一百六十二条の四、第一百七十七条の四、第一百八十四条、第一百九十七条、第二百二十二条、第二百六条、第二百六条の十一条、第二百六十二条の二十、第二百六十三条、第二百六十三条の十一、第二百六十三条の二十二並びに第二百二十三条第一項において準用する場合を含む。）、第三条の規定による改正後の指定障害者支援施設基準（以下「新指定障害者支援施設基準」という。）

二、第二百六条の二十、第二百三十三条、第二百六十三条の十一、第二百三十三条の二十二並びに第二百三十三条第一項において準用する場合を含む。）、第二条の規定による改正後の身体障害者社会参加支援施設基準（以下この条、次条及び第三十三条及び第四十二条において準用する場合を含む。）、新指定障害者支援施設基準第四十二条の二、新障害福祉サービス基準第二十五条の二（新障害福祉サービス基準第五十条、第五十五条、第六十一条、第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、新地域活動支援センター基準第十四条の二、新福祉ホーム基準第十三条の二、新障害者支援施設等基準第三十五条の二、新指定通所支援基準第三十八条の二（新指定通所支援基準第五十四条の五、第五十四条の九、第六十四条、第七十二条、第七十一条の二、第七十二条の六、第七十七条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）、第九条の規定による改正後の設備運営基準（以下「新設備運営基準」という。）

第九条の四、新指定人所施設基準第三十五条の二（新指定人所施設基準第五十七条において準用する場合を含む。）、新指定地域相談支援基準第二十八条の二（新指定地域相談支援基準第十四条において準用する場合を含む。）、新指定障害福祉サービス基準第三十四条第三項（新指定障害福祉サービス基準第四十三条第一項及び第二項、第四十三条の四、第四十八条第一項及び第二項、第一百三十六条、第二百六条の十二並びに第二百六条の二十九に係る経過措置）

において準用する場合を含む)、第七十一条第二項及び第九十条第一項(新指定障害福祉サービス基準第九十三条の五、第一百二十五条、第一百二十五条の四、第一百六十二条、第一百六十二条の四、第一百七十二条、第一百九十七条、第二百二十二条、第二百六十三条の二十二及び第二百二十三条第一項において準用する場合を含む)、新身体障害者社会参加支援施設基準第二十三条第二項(新身体障害者社会参加支援施設基準第二十八条、第三百一十三条及び第四十二条において準用する場合を含む)、新指定障害者支援施設基準第四十五条第二項、新障害福祉サービス基準第二十七条第二項及び第四十八条第二項(新障害福祉サービス基準第五十五条、第六十一条、第七十条、第八十五条及び第八十八条规定において準用する場合を含む)、新地域活動支援センター基準第十五条规定第二項、新福祉ホーム基準第十四条第一項、新指定通所支援基準第四十一条第二項(新指定通所支援基準第五十四条の五、第五十四条の九、第六十四条、第七十一条、第七十一条の二、第七十七条の六、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む)、新設備運営基準第十条第三項、新指定入所施設基準第三十条第二項(新指定入所施設基準第五十七条において準用する場合を含む)、新指定地域相談支援基準第三十条第三項(新指定地域相談支援基準第四十五条において準用する場合を含む)、新指定計画相談支援基準第二十二条第三項並びに新指定障害児相談支援基準第二十二条第三項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(身体拘束等の禁止に係る経過措置)

第五条 この省令の施行の日から令和四年三月三十日までの間、新指定障害福祉サービス基準第三十五条の二第三項(新指定障害福祉サービス基準第四十三条第一項及び第二項、第四十三条の四、第七十六条、第九十三条、第九十三条の五、第一百二十五条、第一百二十五条の四、第一百三十六条、第一百六十二条、第一百六十二条の四、第一百七十七条、第一百九十七条、第二百二十二条、第二百六十三条、第二百二十三条の十一、第二百三十三条の二十二並びに第二百二十三条第一項にお

いて準用する場合を含む。)、新指定障害者支援施設基準第四十八条第三項、新障害福祉サービス基準第二十八条第三項(新障害福祉サービス基準第五十条、第五十五条、第六十一条、第七十三条第三項(新指定通所支援基準第五十四条の五、第五十四条の九、第六十四条、第七十一条、第七十二条の二、第七十二条の六、第七十三条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。)及び新指定入所施設基準第四十二条第三項(新指定入所施設基準第五十七条における場合を含む。)、新指定通所支援基準第五十五条(新指定入所施設基準第五十七条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

第六条 この省令の施行の際現に指定を受けている第八条の規定による改正前の指定通所支援基準(以下「旧指定通所支援基準」という。)第十五条第一項に規定する指定児童発達支援事業者(次条及び附則第八条において「旧指定児童発達支援事業者」という。)については、新指定通所支援基準第五条第一項及び第六項の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

第七条 旧指定児童発達支援事業者に対する新指定通所支援基準第五条第三項及び第七項の規定の適用については、令和五年三月三十一日までの間、同条第三項中「又は保育士」とあるのは、「保育士又は学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)」の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上障害福祉サービスに係る業務に從事したもの(以下「障害福祉サービス経験者」という。)と、同条第七項中「又は保育士の合計数」とあるのは、「保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数(看護職員を除く。)」とする。

第八条 旧指定児童発達支援事業者については、新指定通所支援基準第六条第六項の規定にかかるらず、令和四年三月三十一日までの間は、な

第九条 この省令の施行の際現に旧指定通所支援基準第五十四条の六第一項に規定する基準該当児童発達支援に関する基準を満たしている基準該当該当児童発達支援事業者（次条において「旧基準該当児童発達支援事業者」という。）については、新指定通所支援基準第五十四条の六第一項の規定にかかるわらず、令和五年三月三十一日までの間、なお従前の例による。

第十一条 旧基準該当児童発達支援事業者については、旧指定通所支援基準第五十四条の六第三項の規定は、令和五年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。

第十二条 この省令の施行の際現に指定を受けている旧指定通所支援基準第六十六条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業者（次条及び附則第十三条において「旧指定放課後等デイサービス事業者」という。）については、新指定通所支援基準第六十六条第一項及び第六項の規定にかかるわらず、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

第十三条 旧指定放課後等デイサービス事業者に対する新指定通所支援基準第六十六条第三項の規定の適用については、令和五年三月三十一日までの間、同項中「又は保育士」とあるのは、「保育士又は障害福祉サークル経験者」とする。

第十四条 旧指定放課後等デイサービス事業者に対する新指定通所支援基準第六十六条第七項の規定の適用については、令和五年三月三十一日までの間、同項中「又は保育士の合計数」とあるのは、「保育士又は障害福祉サークル経験者の合計数（看護職員を除く。）」とする。

第十五条 この省令の施行の際現に旧指定通所支援基準第七十一条の三第一項に規定する基準該当放課後等デイサービスに関する基準を満たしている基準該当該放課後等デイサービス事業者（次条において「旧基準該当放課後等デイサービス事業者」という。）については、新指定通所支援基準第七十一条の三第三項の規定は、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

附 則（令和三年三月二三日厚生労働省
令第五五号）

この省令は、令和三年七月一日から施行する。ただし、第一条中指定障害福祉サービス等基準第二百二十三条规定第一項の改正規定、第四条中指定障害者支援施設基準附則第七条第三項、第八条第二項から第六項まで及び第十三条の二から第十四条までの改正規定、第八条中障害者支援施設等基準附則第五条の二、第七条第三項、第八条第二項から第五項まで、第十三条の二及び第十四条の改正規定、第九条中児童福祉法施行規則第十八条の四の改正規定、第十条中設備運営基準第六十三条第四項の改正規定、第十二条中指定通所支援基準第五条第五項、第六条第七項、第六十六条第五項及び第八十条第一項の改正規定並びに第十七条は、令和三年四月一日から施行する。

**附 則（令和四年一月三日厚生労働省
令第二〇号）**

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

**附 則（令和四年一月三日厚生労働省
令第一五九号）**

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

**附 則（令和四年一月三〇日厚生労働省
令第二〇号）**

この省令は、令和六年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第六条の三（保育所に係るもの）を除く。）、第三条の規定による改正後の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第六条の三（保育所に係るもの）を除く。）、第三条の規定による改正後の児童福祉法に基づく指定通所支援事業所の人員、設備及び運営に関する基準（以下「新指定通所支援基準（以下「新指定通所支援基準」という。）」）を適用する場合であつて、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置（以下この条において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いて、障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であつて、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置（以下この条において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和六年三月三十一日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いて、障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する指定児童発達支援事業者は、ブザー等の設置に代わるべき措置を講じて障害児の所在の確認を行わなければならない。

第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。

**附 則（令和五年三月三日厚生労働省
令第四八号）**

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

**附 則（令和六年一月二十五日内閣府令第
五号）**

この府令は、令和六年四月一日から施行する。

第一条 この府令は、令和六年四月一日から施行する。

**附 則（令和六年一月二十五日内閣府令第
五号）**

この府令は、令和六年四月一日から施行する。

「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

**附 則（令和四年一二月一六日厚生労働省
令第一七五号）**

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則（令和四年一二月二八日厚生労働省
令第一七五号）**

この省令は、公布の日から施行する。

第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、附則第五条は公布の日から施行する。

**附 則（令和四年一二月二八日厚生労働省
令第一七五号）**

この省令は、公布の日から施行する。

第一条 この省令は、令和九年三月三十一日までの間、なお従前の例による。

第三条 第二条の表の規定による改正後の指定通所支援基準（以下「新指定通所支援基準」という。）第四十条の三第二項（新指定通所支援基準第五十四条の五、第六十四条、第七十一条の五、第七十二条の二及び第七十二条の六において準用する場合を含む。）の規定においては、指定児童発達支援事業者において障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であつて、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置（以下この条において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和六年三月三十一日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いて、障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する指定児童発達支援事業者は、ブザー等の設置に代わるべき措置を講じて障害児の所在の確認を行わなければならない。

第一条 この府令は、令和六年四月一日から施行する。

**附 則（令和六年一月二十五日内閣府令第
五号）**

この府令は、令和六年四月一日から施行する。

第一条 この府令は、令和六年四月一日から施行する。

**附 則（令和六年一月二十五日内閣府令第
五号）**

この府令は、令和六年四月一日から施行する。

第六条 新指定通所支援基準第二十六条の二（新指定通所支援基準第五十四条の五、第五十四条の九、第七十一条、第七十二条の二、第七十二条の六及び第七十二条の十四において準用する場合を含む。）の規定の適用については、令和十九条第一項の改正規定及び第三条中指定障害児入所施設基準第四十六条第一項の改正規定にかかるわらず、令和九年三月三十一日までの間、第二十六条の二中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

（経過措置）

第二条 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号。以下「一部改正法」という。）附則第四条第一項の規定により一部改正法第二条の規定による改正後の児童福祉法（以下「新児童福祉法」という。）第二十二条の五の三第一項の指定を受けたものとみなされているものについては、第一條の規定にかかるわらず、令和九年三月三十一日までの間、なお従前の例によることができる。

第三条 一部改正法附則第四条第一項の規定により新児童福祉法第二十二条の五の三第一項の指定を受けたものとみなされているものについては、新指定通所支援基準（以下「新指定通所支援基準」という。）第六条の規定にかかるわらず、当分の間、なお従前の例による。

第四条 この府令の施行の際現に指定を受けていた第一条の規定による改正前の指定通所支援基準（次条において「旧指定通所支援基準」といいう。）第六条第四項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第五項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、新指定通所支援基準第六条及び第十二条の規定にかかるわらず、令和九年三月三十一日までの間、なお従前の例による。

第五条 この府令の施行の際現に指定を受けている旧指定通所支援基準第六条及び第十二条の規定にかかるわらず、令和九年三月三十一日までの間、なお従前の例による。

第六条 新指定通所支援基準第二十六条の二（新指定通所支援基準第五十四条の五、第五十四条の九、第七十一条、第七十二条の二、第七十二条の六及び第七十二条の十四において準用する場合を含む。）の規定の適用については、令和七年三月三十一日までの間、第二十六条の二中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。